

放課後等デイサービスの利用日数の決まり方が変わります



～必要な支援を必要な方へ届けるために～

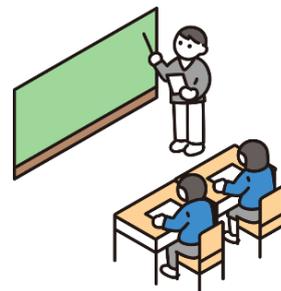
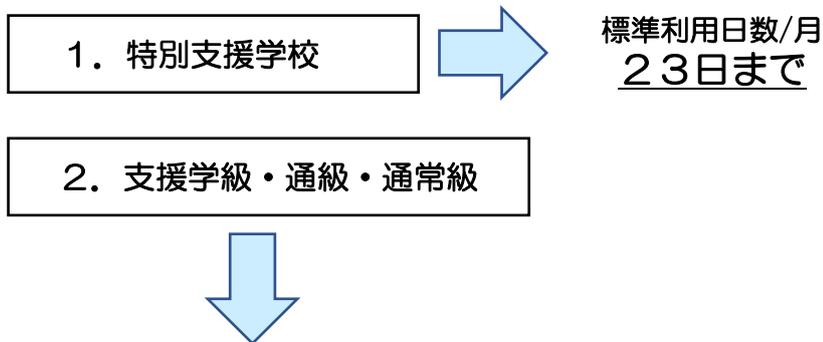


放課後等デイサービスは、放課後や長期休業中に、生活面・行動面・コミュニケーション等について「療育」を行うサービスです。近年、受け入れ枠が不足しており、支援が必要な児童が必要な日数を利用できない状況が生じています。

この状況を改善するため、利用の在り方を整理し、児童一人ひとりの支援の必要性に応じた、公平で適切なサービス提供を行うため、利用日数の考え方を次のとおり設定します。

<利用日数の決まり方>

◆Q1. どの学校・学級に通っていますか？



◆Q2. 障害者手帳は持っていますか？

手帳の有無	標準利用日数/月	医学的資料
手帳なし	<u>10日まで</u> (週2日程度)	※手帳なしの場合 ・医師意見書 ・診断書 ・発達検査 等 障害を確認する資料が必要。
手帳あり	<u>15日まで</u> (週3日程度)	—

※標準利用日数で足りない場合は、支援の必要性と支援目標に基づき、利用日数を個別に決定します。

必要に応じて、市から保護者の方や関係機関へ聞き取りを行うことがあります。

(例：強度行動障害等により手厚い療育が必要な場合や、保護者の疾病または就労により支援体制の調整が必要な場合等)

※単に「預かり時間の確保」を理由に、利用日数が増える決定にはなりません。

○適用開始

新規申請：令和8年4月1日から

更新申請：令和8年度の受給者証の更新時から